

平成25年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1718号

平成25年4月1日における号給の調整に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年条例第50号。以下「改正条例」という。)附則第2項及び第3項の規定に基づき、平成25年4月1日における号給の調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成25年4月1日において号給の調整を行う職員)

第2条 改正条例附則第2項の調整考慮事項を考慮して調整の必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、平成25年4月1日(以下「調整日」という。)において平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員(調整日においてその者の属する職務の級における最高の号給を受ける職員及び平成19年1月2日から調整日までの間に昇格した職員(委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。以下「昇格職員」という。)のうち職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(規則第6-1512号。以下「改正初任給規則第6-1512号」という。)附則第5項中「第25条第1項、第3項第1号」とあるのは「第25条第3項第1号」と、「同条第1項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE(一般職員給与条例第12条第3項又は市町村立学校職員給与条例第11条第3項の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE)」と、同条第3項第1号」とあるのは「同条第3項第1号」と、改正初任給規則第6-1512号附則第7項中「相当する数から1を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替え、かつ、改正初任給規則第6-1512号附則第4項、第6項及び第12項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第36号)附則第4項並びに一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第43号)附則第4項の規定の適用がないものとして、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に調整日において受けることとなる号給の号数から、調整日の号給の号数を減じた数(以下「再計算昇給抑制数」という。)が1を下回る職員を除く。)とする。

2 前項に定める職員のうち、改正条例附則第2項の適用がないものとした場合に調整日において受けることとなる号給の2号給上位の号給に調整する職員は、調整日において平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員(次項第2号に掲げる職員を除く。)とする。

3 第1項に定める職員のうち、改正条例附則第2項の適用がないものとした場合に調整日において受けることとなる号給の1号給上位の号給に調整する職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 調整日において平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみ該当する職員

(2) 調整日において平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員のうち、次に掲げる職員

ア 調整日においてその者の属する職務の級における最高の号給の1号給下位の号給を受ける職員

イ 昇格職員であつて、再計算昇給抑制数が1となる職員

4 改正条例附則第3項の調整考慮事項を考慮して調整の必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、調整日において平成19年昇給等抑制職員又は平成20年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員(調整日においてその者の属する職務の級の最高の号給を受ける職員及び昇格職員のうち再計算昇給抑制数が1を下回る職員を除く。)とする。

5 前各項の平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成19年1月1日において改正初任給規則第6-1512号附則第5項の規定により読み替えられた職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則(規則第6-1539号。以下「改正初任給規則第6-1539号」という。)による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(規則第6-45号。以下「初任給規則」という。)第25条若しくは改正初任給規則第6-1512号附則第7項の規定により号給を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、改正初任給規則第6-1512号附則第5項中「第25条第1項、第3項第1号」とあるのは「第25条第3項第1号」と、「同

条第1項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE（一般職員給与条例第12条第3項又は市町村立学校職員給与条例第11条第3項の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE）」と、同条第3項第1号」とあるのは「同条第3項第1号」と、改正初任給規則第6-1512号附則第7項中「相当する数から1を減じて得た数に、切替日」とあるのは、「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日に受けることとなる号給とが異なる職員（次に掲げる職員を除く。）

ア 平成19年1月1日から調整日までの間に、初任給規則第20条の2第2項又は第31条第1項の規定により号給を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）

イ 平成19年1月1日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない初任給規則に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員

ウ 平成19年1月1日から調整日までの間に、委員会の承認を得てその号給を決定された職員（以下「個別承認職員」という。）

エ 平成18年4月1日から同年12月31日までの間において、休職にされていた期間、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）第20条第1項及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）第19条第1項に規定する承認を受けていた期間、教育特例法第26条第1項に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第2号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第83号）第2条第1項第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間又は育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち委員会の定めるもの

オ アからエまでに掲げる職員に相当するものとして委員会が定めるもの

(2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、附則第2項の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項（改正初任給規則第6-1539号第2条の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（規則第6-1557号）による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（規則第6-1567号）第2条の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（規則第6-1610号。以下「改正初任給規則第6-1610号」という。）による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（規則第6-1636号。以下「改正初任給規則第6-1636号」という。）による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項、平成23年4月1日における号給の調整に関する規則（規則第6-1680号。以下「平成23年調整規則」という。）附則第2項の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項及び平成24年4月1日における号給の調整に関する規則（規則第6-1697号。以下「平成24年調整規則」という。）附則第2項の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項を含む。以下この項において「改正初任給規則第6-1512号附則第4項」という。）の規定により号給を決定された職員であつて、改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する採用日から改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日前となるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に初任給規則第15条（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（規則第6-1598号）による改正前の初任給規則第15条を含む。第6項第3号において同じ。）第1号から第4号まで及び第6号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給規則第20条の2第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正初任給規則第6-1512号附則第4項の規定により号給を決定された職員であつて、改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する採用日から改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する調整年数を遡った日が平成

19年1月1日前となる職員及び初任給規則第31条第1項の規定により号給を決定された職員で委員会の定めるもの

(5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

ア 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成18年12月31日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下同じ。）があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第6項第5号イ及び第7項第5号イにおいて同じ。）であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、委員会の定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ委員会の承認を得て定める職員

6 第1項から第4項までの平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成20年1月1日において初任給規則第25条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、改正初任給規則第6-1512号附則第6項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして委員会が定めるものを除く。）

(2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、附則第2項の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項（改正初任給規則第6-1610号による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項、改正初任給規則第6-1636号による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項、平成23年調整規則附則第2項の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項及び平成24年調整規則附則第2項の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項を含む。以下この項において「改正初任給規則第6-1512号附則第4項」という。）の規定により号給を決定された職員であって、改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する採用日から改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日前となるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(3) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に初任給規則第15条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(4) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格等取得職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給規則第20条の2第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正初任給規則第6-1512号附則第4項の規定により号給を決定された職員であって、改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する採用日から改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日前となる職員及び初任給規則第31条第1項の規定により号給を決定された職員で委員会の定めるもの

(5) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

ア 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成19年12

月31日に当該給料表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、委員会の定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ委員会の承認を得て定める職員

7 第1項から第3項までの平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成21年1月1日において初任給規則第25条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、改正初任給規則第6-1512号附則第6項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして委員会が定めるものを除く。）

(2) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、附則第2項の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項（改正初任給規則第6-1636号による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項、平成23年調整規則附則第2項の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項及び平成24年調整規則附則第2項の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項を含む。以下「改正初任給規則第6-1512号附則第4項」という。）の規定により号給を決定された職員であって、改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する採用日から改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日前となるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(3) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に初任給規則第15条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(4) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給規則第20条の2第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正初任給規則第6-1512号附則第4項の規定により号給を決定された職員であって、改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する採用日から改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日前となる職員及び初任給規則第31条第1項の規定により号給を決定された職員で委員会の定めるもの

(5) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

ア 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成20年12月31日に当該給料表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、委員会の定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ委員会の承認を得て定める職員

第3条 改正条例附則第2項に掲げる平成25年4月1日において45歳以上の職員（以下「45歳以上の職員」とい

う。)のうち平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）又は改正条例附則第3項に掲げる平成25年4月1日において45歳に満たない職員（以下「45歳未満の職員」という。）のうち平成18年4月1日から平成19年12月31日までの間において休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち委員会の定める職員については、委員会の定めるところにより、45歳以上の職員にあつては、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に、45歳未満の職員にあつては、平成19年昇給等抑制職員又は平成20年昇給等抑制職員に、それぞれ該当するものとみなす。

（この規則により難い場合の措置）

第4条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（規則第6-1512号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号の表示を除く。以下この項において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
（初任給に関する経過措置）	（初任給に関する経過措置）
4 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「規則」という。）第13条から第14条の2までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から一般職員給与条例第8条第2項及び市町村立学校職員給与条例第7条第2項の規定による号給（規則第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とするとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（規則第24条の2に規定する職員をいう。以下同じ。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、規則第13条から第14条の2までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における規則第23条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給と	4 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「規則」という。）第13条から第14条の2までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から一般職員給与条例第8条第2項及び市町村立学校職員給与条例第7条第2項の規定による号給（規則第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とするとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（規則第24条の2に規定する職員をいう。以下同じ。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、規則第13条から第14条の2までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における規則第23条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

<p>する。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで</p> <p>(2) 平成23年4月1日以後に新たに職員となった者(次号及び第4号に掲げる職員を除く。)平成19年1月1日から平成21年1月1日まで</p> <p>(3) 平成24年4月1日以後新たに職員となり、同日において44歳に満たない者(次号に掲げる職員を除く。)平成19年1月1日から平成20年1月1日まで</p> <p><u>(4) 平成25年4月1日以後に新たに職員となった者 平成19年1月1日</u></p>	<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで</p> <p>(2) 平成23年4月1日以後に新たに職員となった者(次号に掲げる職員を除く。)平成19年1月1日から平成21年1月1日まで</p> <p>(3) 平成24年4月1日以後新たに職員となり、同日において44歳に満たない者 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで</p>
--	--

(短時間勤務職員の給料月額の上乗せ計算に関する規則の一部改正)

3 短時間勤務職員の給料月額の上乗せ計算に関する規則(規則第6-1370号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の上乗せがあるときは、その上乗せを切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第11条に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号。以下「育児休業条例」という。)第15条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項、第2項若しくは第4項、育児休業条例第16条の規定により読み替えられた市町村立学校職員給与条例第6条第1項若しくは第2項、育児休業条例第18条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年条例第4号)第5条第3項若しくは第4項、育児休業条例第19条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年条例第55号)第7条第2項若しくは第3項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第36号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第43号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項又は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年条例第50号)附則第4項(第5項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第2項若しくは第3項</p>	<p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の上乗せがあるときは、その上乗せを切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第11条に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号。以下「育児休業条例」という。)第15条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項、第2項若しくは第4項、育児休業条例第16条の規定により読み替えられた市町村立学校職員給与条例第6条第1項若しくは第2項、育児休業条例第18条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年条例第4号)第5条第3項若しくは第4項、育児休業条例第19条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年条例第55号)第7条第2項若しくは第3項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第36号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項又は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第43号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項</p>

